

事 務 連 絡

令和2年4月23日

建設業者団体の長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施に係る対応について（参考送付）

標記について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年4月21日付で厚生労働省より別添1のとおり「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」が発出されており、また別添2のとおり「労働安全衛生法に基づく健康診断の実施の延期」に関する Q&A が公開されておりますので、ご参考にお知らせいたします。

貴職におかれましては、当該取組について、貴会会員等に周知いただきますようお願いいたします。

基発 0303 第 1 号
令和 2 年 3 月 3 日
改 正
基発 0311 第 3 号
令和 2 年 3 月 11 日
改 正
基発 0421 第 2 号
令和 2 年 4 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号（以下「通達」という。）を以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

言語切替 日本語 ? ▶ 点字ダウンロード ▶ サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) | 文字サイズの変更 標準 大 特大 ▶ English site

ひと、暮らし、みらいのために ▶ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

↑ ホーム

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

令和2年4月21日時点版

▶ 政策について

● 分野別の政策一覧

▼ 健康・医療

<健康診断の実施>

問2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

事業者は労働安全衛生法第66条第1項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期的に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、**これらの一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。**また、事業者は、労働安全衛生法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています。これらの特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、法令に基づく頻度で実施いただく必要があり、そのためには、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性のある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断の実施人数を制限するなどにより、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じていただく必要があります。ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、特殊健康診断等の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。また、これらの取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

出展：厚生労働省 HP「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」より

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q6-2

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">基発0303第1号 令和2年3月3日</p> <p style="text-align: right;">改正 基発0311第3号 令和2年3月11日</p> <p style="text-align: right;">改正 基発0421第2号 <u>令和2年4月21日</u></p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長 (公印省略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法<u>等</u>に 基づく健康診断の実施等に係る対応について</p> <p>標記について、<u>新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている 等の状況を踏まえ、令和2年3月3日付け基発0303第1号（以下「通達」 という。）を以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督 署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。</u></p>	<p style="text-align: right;">基発0303第1号 令和2年3月3日</p> <p style="text-align: right;">改正 基発0311第3号 令和2年3月11日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省労働基準局長 (公印省略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に 基づく健康診断の実施等に係る対応について</p> <p>標記について令和2年3月3日付け基発0303第1号（以下「通達」とい う。）<u>をもって通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下 のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業 場への周知等について適切に対応されたい。</u></p>

新 記	旧 記
<p>1 事業場における健康診断の実施に係る対応について</p> <p>(1) 一般健康診断の実施に係る対応について</p> <p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条、第45条の2及び第47条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。</p> <p>(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について</p> <p>法第66条第2項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第29条、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第53条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）第22条、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第39条及び第41条の2、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第38条、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第56条及び第56条の2、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第40条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規</p>	<p>1 事業場における健康診断の実施に係る対応について</p> <p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、</p> <p>① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合</p> <p>② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合</p> <p>③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合</p> <p>については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。</p> <p>なお、この対応は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のおりとする。</p>

新	旧
<p><u>則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。</u></p> <p><u>ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。</u></p> <p>2 安全委員会等の開催に係る対応について</p> <p>法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。</p>	<p>2 安全委員会等の開催に係る対応について</p> <p>労働安全衛生法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。</p>